

## 議第82号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し中「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定地域密着型サービス事業者等」に改め、同条第2項中「及び第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年11月18日提出

三島市長 豊岡 武士